

I 調査の概要

I 調査の目的

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

II 調査の範囲

調査の範囲は、次のとおりとする。

1 社会教育行政調査

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会，教育事務組合，広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。以下同じ。）

2 公民館調査

(1) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館

(2) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち，市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの

3 図書館調査

(1) 図書館法第2条に規定する図書館

(2) 図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したもの

4 博物館調査

(1) 博物館法第2条に規定する博物館

(2) 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設

(3) 博物館と同種の事業を行い，博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設

5 青少年教育施設調査

青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い，あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で，地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設

6 女性教育施設調査

女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い，あわせてその施設を女性の利用に供する目的で，地方公共団体，独立行政法人又は民法第34条の法人が設置した社会教育施設

7 体育施設調査

一般の利用に供する目的で地方公共団体，独立行政法人又は民間が設置した体育館，水泳プール及び運動場等のスポーツ施設

8 文化会館調査

地方公共団体，独立行政法人又は民間が設置する文化会館（劇場，市民会館，文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの

9 生涯学習センター調査

地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設

III 調査事項

1 社会教育行政調査

(1) 教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項

(2) 社会教育委員等に関する事項

(3) 社会教育関連事業の実施状況

(4) 関係法人数

2 公民館調査

(1) 名称及び所在地

(2) 施設の種別

(3) 設置者及び管理者に関する事項

- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する状況
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 公民館運営審議会等の設置状況

3 図書館調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 本館又は分館の別
- (3) 設置者及び管理者に関する事項
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 図書館協議会等の設置状況

4 博物館調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 博物館の種別
- (3) 設置者及び管理者に関する事項
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 博物館協議会等の設置状況

5 青少年教育施設調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置者及び管理者に関する事項
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項

6 女性教育施設調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置者及び管理者に関する事項
- (3) 職員に関する事項
- (4) 施設・設備に関する事項
- (5) 事業実施に関する事項
- (6) 施設の利用状況
- (7) ボランティア活動に関する事項

7 体育施設調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置者及び管理者に関する事項
- (3) 施設の種類
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項

8 文化会館調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置者及び管理者の別

- (3) 職員に関する事項
- (4) 施設・設備に関する事項
- (5) 事業実施に関する事項
- (6) 施設の利用状況
- (7) ボランティア活動に関する事項

9 生涯学習センター調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置者及び管理者の別
- (3) 職員に関する事項
- (4) 施設・設備に関する事項
- (5) 事業実施に関する事項
- (6) 施設の利用状況
- (7) ボランティア活動に関する事項

IV 調査の実施時期

調査の実施時期は、平成20年10月1日現在とする。

V 調査の方法

1 調査の申告義務者は次のとおりとする。

- (1) 公民館調査……………(ア) 市町村立及び私立の公民館の長
(イ) 市町村立の公民館類似施設の長
- (2) 図書館調査……………(ア) 都道府県立、市町村立及び私立の図書館の長
(イ) 都道府県立及び市町村立の図書館同種施設の長
- (3) 博物館調査……………(ア) 国立及び独立行政法人立（国立大学法人及び大学共同
利用機関法人を含む）の博物館相当施設及び博物館類似
施設の長
(イ) 都道府県立、市町村立及び私立の博物館、博物館相当
施設及び博物館類似施設（都道府県（市町村）が設立団
体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及
び博物館類似施設を含む）の長
- (4) 青少年教育施設調査……都道府県立、市町村立及び独立行政法人立の青少年教育施
設の長
- (5) 女性教育施設調査……都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の女性教
育施設の長
- (6) 体育施設調査……………都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の体育施
設の長
- (7) 文化会館調査……………都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の文化会
館の長
- (8) 生涯学習センター調査…都道府県立及び市町村立の生涯学習センターの長

2 地方公共団体の長又は教育委員会が作成する調査票は次のとおりとする。

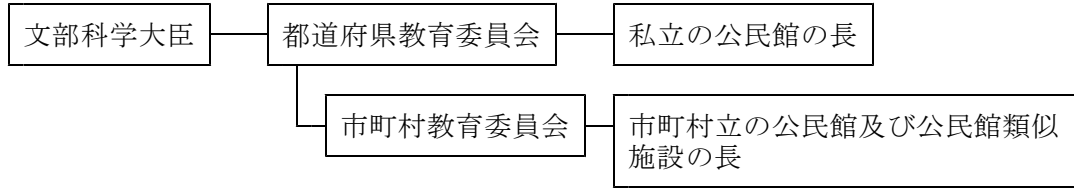
- (1) 社会教育行政調査票……………(ア) 都道府県教育委員会
(イ) 市町村教育委員会
- (2) 体育施設調査票……………施設の長が置かれていない場合に限り、当該施設を設置す
る地方公共団体の長又は教育委員会

3 調査票の配布及び取集の系統は、次のとおりとする。

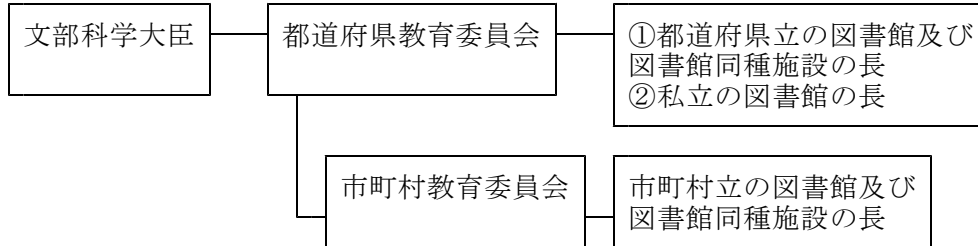
- (1) 社会教育行政調査票



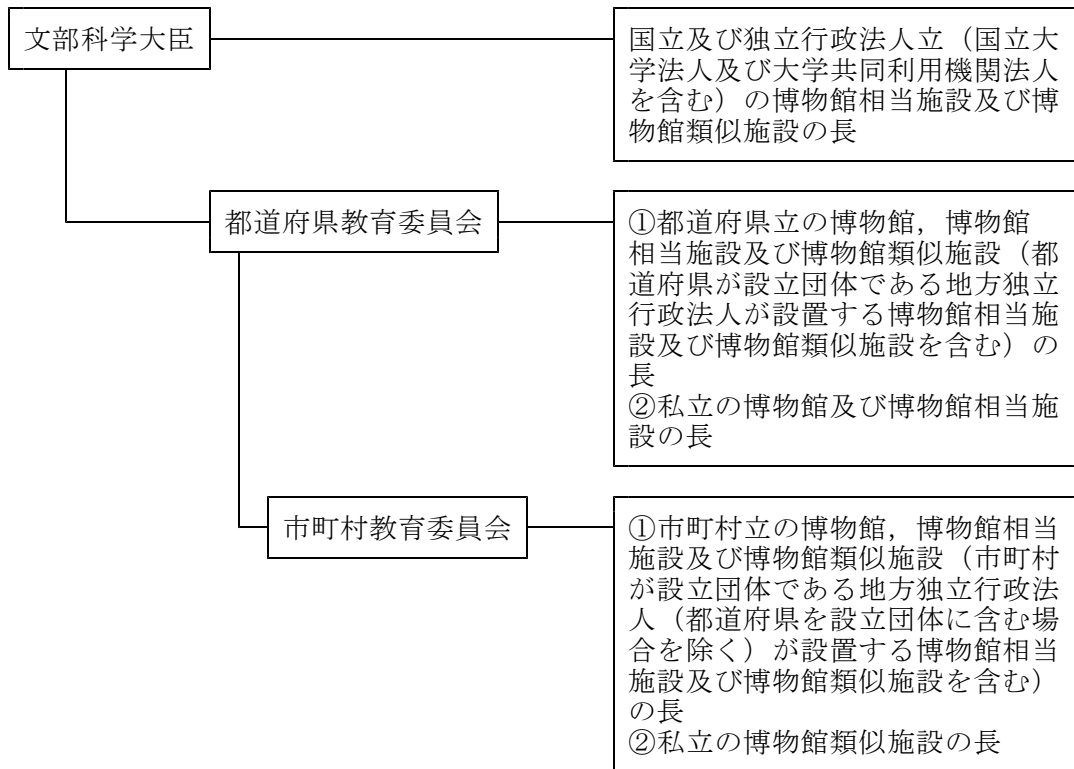
(2) 公民館調査票



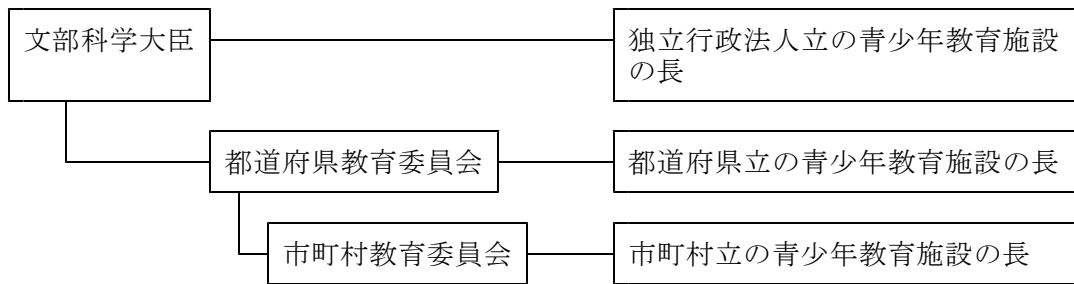
(3) 図書館調査票



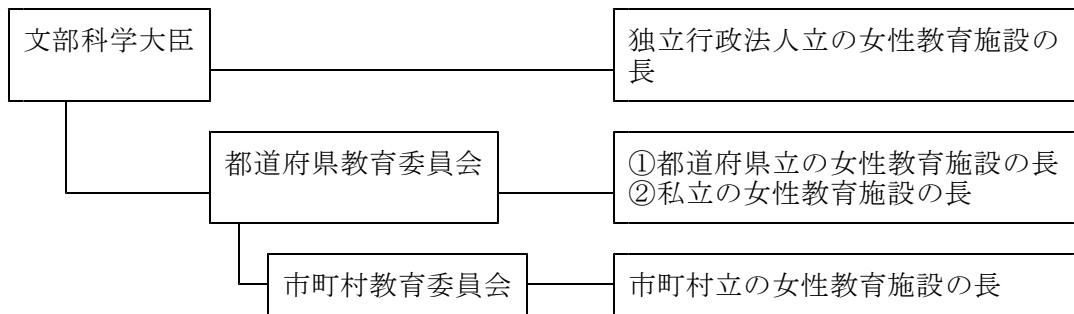
(4) 博物館調査票



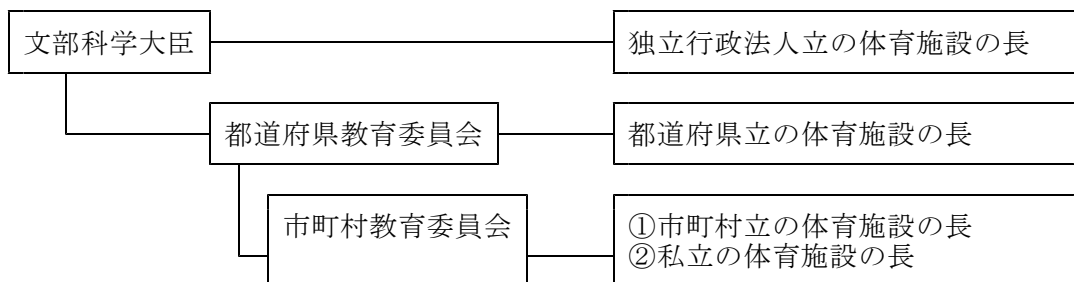
(5) 青少年教育施設調査票



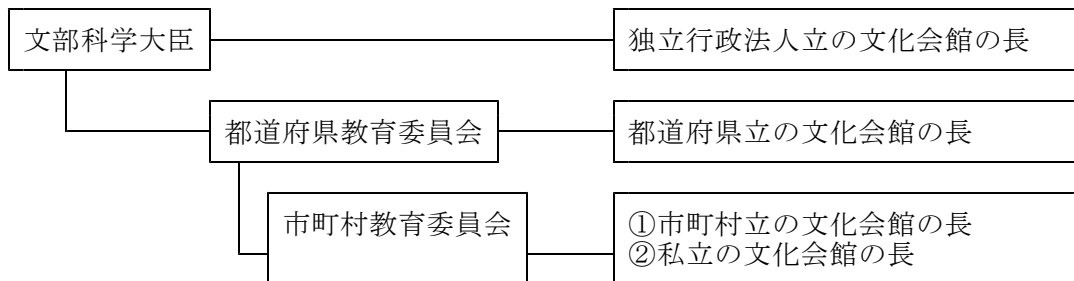
(6) 女性教育施設調査票



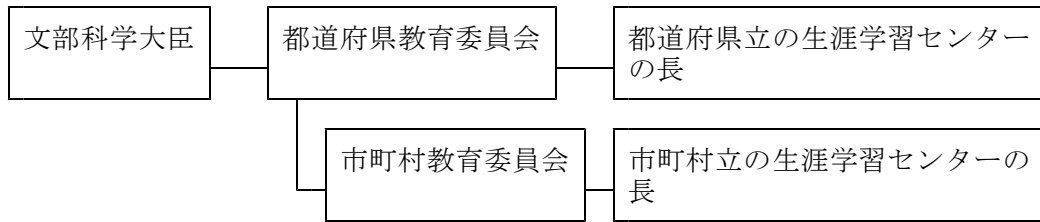
(7) 体育施設調査票



(8) 文化会館調査票



(9) 生涯学習センター調査



4 調査票の配布・提出及び提出期日等

- (1) 調査票の配布・提出は、次のとおりとする。
 - ア 文部科学大臣は、直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、申告義務者に調査票を配布する。
 - イ 申告義務者は、調査票の配布及び取集の系統に従って、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する。
- (2) 申告義務者が調査票を提出する期日は次のとおりとする。
 - ア 文部科学大臣に直接調査票を提出する者 …………… 平成20年11月20日
 - イ 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者 …………… 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日
- (3) 市町村教育委員会は、申告義務者から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を都道府県教育委員会が定める期日までに都道府県教育委員会に提出する。
- (4) 都道府県教育委員会は、申告義務者及び市町村教育委員会から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を、平成20年12月10日までに文部科学大臣に提出する。

5 電子調査票収集システムによる申告

- (1) 調査票の提出は、文部科学省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下、「電子調査票収集システム」という。）を使用して行うことができる。
- (2) 電子調査票収集システムによって調査票の提出をしようとする者は、あらかじめ、学校名、電話番号等その他必要な事項を電子調査票収集システムにより届け出るものとする。
- (3) 電子調査票収集システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす。
- (4) 電子調査票収集システムによる電子調査票の提出を廃止する者は、別紙様式により文部科学大臣に届け出るものとする。

◎ 本年度調査の変更点

1 社会教育行政調査票

- (1) 「社会教育行政調査票（2-1）」を「社会教育行政調査票（3-1）」「社会教育行政調査票（3-2）」に、「社会教育行政調査票（2-2）」を「社会教育行政調査票（3-3）」に変更。
- (2) 「社会教育行政調査票（3-1）」 調査事項「7 関係法人数」について、平成17年度の「社会教育行政調査票（2-2）」から「社会教育行政調査票（3-1）」に移動。
- (3) 調査事項「9 教育委員会における社会教育関連事業の実施状況及び補助団体数（平成19年度間）」「（4）民間社会教育事業者との連携・協力の状況」の「一部委託」「全部委託」の区分を削除。
- (4) 「社会教育学級・講座」のうち「家庭教育学級」の再掲を削除。
- (5) 「社会教育行政調査（3-2）」調査事項「9 教育委員会における社会教育関連事業の実施状況及び補助団体数（6）社会教育学級・講座」の「実施件数」に「うち主催」を追加、「学習内容区分」を細分化。
- (6) 「社会教育行政調査（3-3）」調査事項「3 首長部局における事業実施状況（6）学級・講座」の「実施件数」に「うち主催」を追加、「学習内容区分」を細分化。

2 公民館調査票

- (1) 調査事項「7 指定管理者又は管理運営者」を「7 指定管理者(公立の施設のみ回答)」に変更し、選択肢から「都道府県」「市(区)町村」「組合」を削除し、「無」「地方公共団体」を追加。
- (2) 調査事項「10 施設・設備の状況」「(1)開館年」を元号表記から西暦表記に変更。
- (3) 調査事項「10 施設・設備の状況」「(2)建物の単独・複合の別」の選択肢に「建物無し」を追加。
- (4) 調査事項「10 施設・設備の状況」に新たに調査項目「(3)建築年」を追加。
- (5) 調査事項「10 施設・設備の状況」に新たに調査事項「(4)建物の構造別」を追加。
- (6) 調査事項「10 施設・設備の状況」「(7)コンピュータの導入状況」の記載区分に「④③のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数」を追加。
- (7) 調査事項「12 ボランティア活動状況」に新たに調査項目「(2)ボランティアに対する研修の有無」及び「(3)ボランティア活動の種類(複数回答可)」を追加。
- (8) 調査事項「15 事業実施状況」「(3)民間社会教育事業者との連携・協力の状況」の記載区分「業務委託(全部)」「業務委託(一部)」を統合。
- (9) 調査事項「15 事業実施状況」「(6)学級・講座」の記載区分に「うち主催」を追加、及び学習内容別区分を細分化。

3 図書館調査票

- (1) 調査事項「7 所管別」を追加し、図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したものを調査の対象として追加。
- (2) 調査事項「7 指定管理者又は管理運営者」を「8 指定管理者(公立の施設のみ回答)」に変更し、選択肢から「都道府県」「市(区)町村」「組合」を削除し、「無」「地方公共団体」を追加。
- (3) 調査事項「12 施設・設備の状況」「(1)開館年」を元号表記から西暦表記に変更。
- (4) 調査事項「12 施設・設備の状況」に新たに調査項目「(3)建築年」を追加。
- (5) 調査事項「12 施設・設備の状況」に新たに調査事項「(4)建物の構造別」を追加。
- (6) 調査事項「12 施設・設備の状況」「(8)コンピュータの導入状況」の記載区分に「⑥⑤のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数」を追加。
- (7) 調査事項「14 ボランティア活動状況」に新たに調査項目「(2)ボランティアに対する研修の有無」及び「(3)ボランティア活動の種類(複数回答可)」を追加。
- (8) 調査事項「15 事業実施状況」「(5)その他の事業実施状況」の各事業に「うち18歳以下対象」区分を追加。
- (9) 調査事項「15 事業実施状況」「(6)民間社会教育事業者との連携・協力の状況」の記載区分「業務委託(全部)」「業務委託(一部)」を統合。

4 博物館調査票

- (1) 調査の範囲に、博物館類似施設を追加。
- (2) 「5 博物館又は博物館相当施設の別」を「5 施設の別」に変更し、選択肢に「博物館類似施設」を追加。
- (3) 「8 所管別」の選択肢の順番を変更。
- (4) 「9 指定管理者又は管理運営者(該当する場合のみ)」を「9 指定管理者(公立の施設のみ回答)」に変更し、選択肢から「都道府県」「市(区)町村」「組合」を削除し、「無」「地方公共団体」を追加。
- (5) 「13 施設・設備の状況」の「(1)開館年」及び「(2)登録又は指定年」を元号表記から西暦表記に変更。
- (6) 「13 施設・設備の状況」に新たに「(4)建築年」を追加。
- (7) 「13 施設・設備の状況」に新たに「(5)建物の構造別」を追加。
- (8) 「13 施設・設備の状況」の「(9)コンピュータの導入状況」の記載区分に「④③のうち違法・有害情報を排除するための措置を行っているコンピュータの設置台数」を追加。
- (9) 「15 ボランティア活動状況」に新たに調査項目「(2)ボランティアに対する研修の有無」及び「(3)ボランティア活動の種類(複数回答可)」を追加。
- (10) 「16 事業実施状況(平成19年度間)」の「(1)開館の状況」「④入館料の有無」に「(i)大人一人あたりの通常の常設(平常)展の料金」を追加。

- (11) 「16 事業実施状況(平成19年度間)」の「(5)民間社会教育事業者との連携・協力の状況」の記載区分「業務委託(全部)」「業務委託(一部)」を統合。
- 5 青少年教育施設調査票
- (1) 調査事項「5 施設の種別」から「その他」を削除し、「野外教育施設」及び「その他の青少年教育施設」を追加。
 - (2) 調査事項「6 設置者」に「独立行政法人」を追加。
 - (3) 調査事項「7 所管別」を追加。
 - (4) 調査事項「7 指定管理者又は管理運営者(該当する場合のみ)」を「8 指定管理者(公立の施設のみ回答)」に変更し、選択肢から「都道府県」「市(区)町村」「組合」を削除し、「無」「地方公共団体」を追加。
 - (5) 調査事項「10 施設・設備の状況」「(1)開館年」を元号表記から西暦表記に変更。
 - (6) 調査事項「10 施設・設備の状況」に新たに「(3)建築年」「(4)建物の構造別」及び「(7)コンピュータ導入状況」を追加。
 - (7) 調査事項「10 施設・設備の状況」「(6)施設・設備の有無」に「キャンプ場」及び「キャンプ場定員」を追加。
 - (8) 調査事項「11 ボランティア活動状況」に新たに「(2)ボランティアに対する研修の有無」及び「(3)活動の内容」を追加。
 - (9) 調査事項「13 利用状況(平成19年度間)」「(3)宿泊者の宿泊機関別人数の記載区分に「6泊7日以上」及び「うち学校利用者」を追加。
 - (10) 調査事項「14 事業実施状況」「(2)民間社会教育事業者との連携・協力」についての記載区分「業務委託(全部)」「業務委託(一部)」を統合。
 - (11) 調査事項「14 事業実施状況」「(4)学級・講座」の学習内容別区分に「指導者養成」「うち自然体験活動関係」を追加。
- 6 女性教育施設調査票
- (1) 調査事項「5 設置者」に「独立行政法人」を追加。
 - (2) 調査事項「6 所管別」を追加。
 - (3) 調査事項「6 指定管理者又は管理運営者(該当する場合のみ)」を「7 指定管理者(公立の施設のみ回答)」に変更し、選択肢から「都道府県」「市(区)町村」「組合」を削除し、「無」「地方公共団体」を追加。
 - (4) 調査事項「9 施設・設備の状況」「(1)開館年」を元号表記から西暦表記に変更。
 - (5) 調査事項「9 施設・設備の状況」に新たに「(3)建築年」「(4)建物の構造別」及び「(7)コンピュータの導入状況」を追加。
 - (6) 調査事項「10 ボランティア活動状況」に新たに「(2)ボランティアに対する研修の有無」及び「(3)活動の状況」を追加。
 - (7) 調査事項「13 事業実施状況(平成19年度間)」「(2)民間社会教育事業者との連携・協力」についての記載区分「業務委託(全部)」「業務委託(一部)」を統合。
 - (8) 調査事項「13 事業実施状況(平成19年度間)」「(4)学級・講座の学習内容別区分に「指導者養成」を追加。
- 7 体育施設調査票
- (1) 調査の名称を「社会体育施設調査」から「体育施設調査」に変更し、調査の対象に独立行政法人立及び民間の体育施設を追加。
 - (2) 調査事項「5 設置者」の選択肢に公立以外「6 独立行政法人」「7 民法第34条の法人」「8 会社」「9 その他の法人」「10 任意団体」「11 個人」を追加。
 - (3) 調査事項「7 指定管理者又は管理運営者(該当する場合のみ)」を「7 指定管理者(公立の施設のみ回答)」に変更し、選択肢から「都道府県」「市(区)町村」「組合」を削除し、「無」「地方公共団体」を追加。
 - (4) 調査事項「9 施設・設備の状況」に新たに「(3)コンピュータの導入状況」を追加。
 - (5) 調査事項「10 ボランティア活動状況」に「(2)ボランティアに対する研修の有無」及び「(3)活動の内容」を追加。
 - (6) 調査事項「11 事業実施状況」「(2)民間社会教育事業者との連携・協力の状況」についての記載区分「業務委託(全部)」「業務委託(一部)」を統合。
- 8 文化会館調査票
- (1) 「生涯学習・社会教育施設調査(承認統計)」として実施していた文化会館調査を「社会教育調査(指定統計)」として実施する。
 - (2) 調査事項「5 設置者」の選択肢に「独立行政法人」を追加。
 - (3) 調査事項「7 指定管理者又は管理運営者(該当する場合のみ)」を「7 指定

管理者（公立の施設のみ回答）」に変更し、選択肢から「都道府県」「市(区)町村」「組合」を削除し、「無」「地方公共団体」を追加。

- (4) 調査事項「9 施設・設備の状況」に新たに「(1) 開館年」、「(3) 建築年」及び「(4) 建物の構造別」を追加。
- (5) 調査事項「9 施設・設備の状況」「(5) 施設・設備の有無」に「インターネットに接続したコンピュータ」を追加。
- (6) 調査事項「10 ボランティア活動状況」に新たに「(2) ボランティアに対する研修の有無」及び「(3) 活動の内容」を追加。
- (7) 調査事項「12 事業実施状況」「(2) 民間社会教育事業者との連携・協力の状況」についての記載区分「業務委託(全部)」「業務委託(一部)」を統合。